

令和 7 年 3 月 1 4 日

福崎町長 尾崎 吉晴 様

福崎町上下水道事業審議会
会 長 瓦 田 沙 季



工業用水道料金のあり方について（答申）

令和 6 年 12 月 26 日付福水第 28528 号で諮問を受けたみだしの件について、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

記

1 はじめに

福崎町の工業用水道事業は、株式会社丸紅が福崎工業団地の開発に伴い整備した施設を、昭和 52 年に町が無償譲渡を受け運営されている。近年では平成 22 年から平成 28 年にかけて、西治地区ほ場整備事業や福崎工業団地の下水道面整備工事に併せて老朽管の更新を進めた。その結果、減価償却費や支払利息などの費用が増加し、将来において収益的収支の恒常的な赤字が見込まれることとなった。そのため、平成 29 年 4 月に料金改定を実施し、一定の内部留保資金が確保できたが、基幹送水管である七種川に架かる水管橋や残る老朽管路の更新を実施するには十分とは言えない状況である。これらの現状と課題を踏まえ、本審議会において慎重に議論を重ね、意見として以下のとおり取りまとめた。

2 答申内容

（1）工業用水道料金のあり方について

福崎町工業用水道事業では令和 6 年度から令和 9 年度を目標として七種川水管橋の更新工事及び一部送水管の布設替工事を進めている。これらの施設更新は工業用水の安定供給の観点から喫緊の課題である。現行の料金体系を維持したままこれらの工事を実施した場合、令和 7 年度以降の収益的収支が赤字となる見込みであり、収支を改善するためには料金改定が必要となる。その水準については、昨今の物価高騰や金利変動等の経済情勢、受水企業の水需要が減少傾向である状況を踏まえると、長期にわたって経営状況を見通すことが困難であるため、算定期間は令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間と

し、その改定率は 22.06%とすることが望ましい。

(2) 工業用水道料金案について

工業用水道は受水企業の使用形態により負担の不公平が生じやすいため、3つの料金区分において、改定幅及び円未満の端数処理方法が最も公平だと判断できる下記の案が望ましい。その結果、改定率は平均 22.02%となる。

工業用水道料金案（税抜）

	基本料金	従量料金	超過料金
	基本水量 1 立方メートルにつき	実使用水量 1 立方メートルにつき	基本使用水量を超える 1 立方メートルにつき
現 行	21 円	14 円	48 円
改定後	26 円	17 円	58 円

(3) 改定時期について

改定時期は、周知期間やシステム改修を踏まえ、令和 7 年 10 月 1 日から実施するのが適当である。

(4) 広報等のあり方について

福崎町の工業用水道事業として、目指すべき方向性や今後の施設の更新計画について、受水企業に示すことが必要である。また今後は、工業用水道事業が抱えている課題を受水企業と共有し、意識のずれが生じないよう啓発に努められたい。

3 付帯意見

次期の改定率の試算にあたっては、資産維持費の算定方法の吟味、今後の物価上昇率を踏まえたベースラインケースについての再検討及び利子率や人件費等にかかる実態に合わせた試算の 3 点を踏まえ、改定率を再検討することが望ましい。

■福崎町上下水道事業審議会■

(会 長)	瓦田	沙季
(副会長)	後藤	守芳
(委 員)	沖田	賢二
(")	小幡	八郎
(")	勝本	勲
(")	後藤	祐香
(")	小林	博
(")	近藤	博之
(")	田中	初美
(")	前川	裕量
(")	松岡	隆子
(")	吉高	平記

(委員については五十音順)